「にじきら」魅力発信プロモーション業務委託仕様書

１　委託業務名

「にじきら」魅力発信プロモーション業務

２　業務期間

契約締結の日から令和９年２月２８日までとする。

３　事業の目的

やまなし「にじきら」アンバサダーの江﨑新太郎氏と連携し、ＷＥＢメディアなどを通じて「にじのきらめき」の魅力やアンバサダー考案のレシピを発信し、高級感・料理人評価を背景としたブランドイメージの形成を図るとともに、県内宿泊施設及び飲食店などの実需者における継続的な利用拡大を主軸として、「にじのきらめき」の認知度向上を図ることを目的とする。併せて、生産者への認知度向上により栽培意欲の向上を図り、生産拡大につなげることも目的とする。

４　業務内容

本業務は、動画制作、店頭プロモーション、販促資材の各取組を個別に実施するのではなく、相互に連動させ、事業全体として一体的に設計・展開することを基本とする。

受託事業者は、次に掲げる（１）～（４）の項目について、山梨県と協議しながら委託業務を実施すること。

このほか、事業実施に当たって必要な事項については山梨県と協議のうえ随時実施すること。

（１）アンバサダー考案の「にじのきらめき」レシピ調理動画の企画・制作

① 動画のコンセプト

（ア）ターゲットは、一般消費者及び生産者を中心とするが、あわせて将来的には宿泊施設や飲食店における利用拡大につなげることを主眼に置く。

（イ）アンバサダーの起用にあたっては、単なる出演や監修にとどまらず、料理人としての評価や視点が本事業全体のメッセージとして一貫して伝わるよう企画するとともに、その発信内容が宿泊施設や飲食店での利用につながるよう工夫すること。

（ウ）「にじのきらめき」の美味しさを引き出した江﨑氏監修による家庭でも再現可能なレシピや、知事と江﨑氏の調理の様子等を通じて、「にじのきらめき」の魅力を分かりやすく伝えることを目的とした実写動画を制作すること。動画は、江﨑氏が評価する「にじのきらめき」の特長を活かし、料理人の視点に基づく調理の考え方や米の魅力が伝わる内容にするとともに、生産者、消費者、販売・流通関係者等の幅広い層に向け、理解促進及び認知度向上、購買意欲の喚起につながる内容とすること。

（エ）構成やポイント、シーンの流れを整理した台本を作成し、撮影前に山梨県の承認を受けること。効率的に撮影を進めるとともに、効果的にメッセージを伝える工夫を行うこと。

（オ）動画編集後の県確認により修正の必要が生じた場合には、速やかに県の指示に従い対応すること。

② 動画の制作

（ア）制作する動画は２本とする。

（イ）動画の長さは、県公式ホームページ及び県公式ＹｏｕＴｕｂｅチャンネルへの掲載、並びに販売促進を目的とした店頭や商談会等におけるタブレット端末での再生を想定し、視認性及び訴求効果を十分に考慮した効果的な長さとすること。なお、山梨県としては１分程度を想定している

が、ＰＲ効果の向上が見込まれる場合には、この限りではない。

（ウ）使用する映像は、原則として委託業務において撮影したものとする。ただし、やむを得ない理由により撮影が困難な場合や、既存映像の使用が効果的と認められる場合は、県の承諾を得たうえで使用できるものとする。

（エ）動画制作に必要な情報及び素材の収集、取材、撮影、編集等を行うこと。必要に応じて、著作権・肖像権等の権利処理を適切に行うこと。

（オ）動画は、日本語音声による「字幕なし版」及び「日本語字幕版」を制作すること。

（カ）動画制作に必要な食材や器具の準備・調達、撮影場所の準備を行うこと。

（キ）動画撮影日は、令和８年９月１６日とし、出演者の撮影時間は１３時３０分～１５時３０分とすること。なお、出演者の都合による撮影日変更があった場合には、この限りではない。

③ 納品

受託事業者は、成果品として次のとおり納品すること。

（ア）完成した動画

ⅰ　アスペクト比は１６：９を想定しているが、ＰＲ効果の向上が見込まれる場合には、この限りではない。

ⅱ　一般的なＷｉｎｄｏｗｓ搭載パソコンで再生可能な形式

ⅲ　ＹｏｕＴｕｂｅにアップロード可能な形式

ⅳ　ＤＶＤプレイヤーで再生可能な形式

（イ）ＹｏｕＴｕｂｅ掲載用サムネイル

（ウ）撮影素材

動画制作に使用した映像等について、県と協議のうえ納品すること。

（エ）納品メディア

完成動画データ（ＤＶＤ形式を除く）、サムネイル、撮影素材はＵＳＢメモリ等の電子媒体で納品すること。ＤＶＤプレイヤー再生用データはＤＶＤディスクで納品すること。

（２）ＷＥＢ広告の企画・実施（ＳＮＳ広告を含む）

① 県公式ホームページ及び県公式ＹｏｕＴｕｂｅチャンネルに掲載する調理動画の再生回数及び認知度向上を目的として、ＹｏｕＴｕｂｅ等のＳＮＳ広告を含むＷＥＢ広告（動画広告、ディスプレイ広告等）の企画及び掲出を行うこと。

② 広告配信媒体、配信期間、配信方法、広告内容、想定ターゲット等については、効果的な広告展開となるよう受託事業者が提案し、事前に県と協議のうえ決定すること。

③ 広告実施後は、再生回数、表示回数、クリック数等の実績データを収集し、ＳＮＳ広告の実施状況を含め、事業効果が確認できる報告を行うこと。

④ 広告の実施に当たり疑義等が生じた場合には、県と受託事業者が協議のうえ対応を決定するものとする。

⑤ 広告を掲載するサイトの基準

次に掲げるサイトへは広告を掲載しないよう配慮すること。

（ア）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

（イ）公の秩序又は善良の風俗に反するもの

（ウ）人権その他第三者の権利を侵害するもの

（エ）政治性又は宗教性のあるもの

（オ）特定の主義主張を目的とするもの

（カ）その他県が不適当と認めるもの

（３）店頭プロモーション（動画再生等）に関する業務

① コンセプト

（ア）ターゲットは、米生産者や消費者を中心とし、一般県民を対象とした認知度向上を目的とする。

（イ）普段米を購入する機会の少ない米生産者が「にじのきらめき」を実際に食べ、購入することで作付け意欲の向上につながる内容とする。

（ウ）「にじのきらめき」を使用している店舗等において、利用者に対して「にじのきらめき」の特長や価値が分かりやすく伝わり、認知向上が図られるものとする。

② 実施内容

（ア）アンバサダー考案の「にじのきらめき」レシピ調理動画や販促資材等を活用し、プロモーションを行うこと。

（イ）実施時期は、米の需要期および新米の流通開始時期を考慮した時期とすること。

（ウ）実施日数は延べ７日以上とし、土日・祝日を含めること。

（エ）実施店舗は、直売所、小売店等を想定しているが、ＰＲ効果の向上が見込まれる場合には、この限りではない。

（オ）店舗等との調整、プロモーションに必要な資材の調達等を行うこと。

（カ）実施状況について写真等を用いて報告すること。

（４）販促資材等のデザイン及び作成

① デザインのコンセプト

（ア）ターゲットは、生産者、消費者、販売・流通関係者等とする。

（イ）販促資材のデザインは、「高級感」を重視した表現とし、質の高い食やライフスタイルに関心の高い層に訴求するとともに、山梨の豊かな自然環境や地域資源の魅力が十分に、かつ効果的に伝わるものとする。

② 作成する販促資材

（ア）ポスター

（イ）ミニのぼり

（ウ）卓上ＰＯＰ

③ 米袋用デザイン

（ア）米袋への使用を想定したデザインを作成すること。なお、デザイン作成のみとし、印刷・製造等は本業務に含まない。

（イ）当該デザインは、チラシ、ポスター、ウェブ媒体等の他媒体にも転用可能な汎用性のあるものとすること。

④ デザインデータの提供

（ア）作成した販促資材及び米袋用デザインについては、編集可能な元データを含む一式を県に提供すること。

（５）事業効果の把握

本業務においては、事業目的の達成に向けた行動変容の把握を目的として、効果測定を行うものとする。

具体的なＫＰＩについては、以下の観点を踏まえ、受託事業者が提案するものとする。

・「にじのきらめき」に対する認知度や理解度の変化

・消費者の利用検討や関心の高まり

・生産者の品種に対する関心や作付け意向に関する変化

・動画視聴数、来店者接触数、試食・購買行動等の実績指標

なお、ＫＰＩの設定、測定方法及び報告方法については、実現可能性を踏まえた具体的な提案とし、県と協議のうえ決定すること。

５　業務実施体制及び実施方法

事業の実施に当たっては、山梨県との協議、関係者への連絡調整等が迅速かつ円滑に行えるよう、十分な実施体制を整えること。また、経費の執行に当たっては、費用対効果を十分に考慮し、適切に行うこと。

（１）業務実施責任者

① 受託事業者は、本業務委託を総括し指揮する業務実施責任者を配置すること。
② 業務実施責任者は、本業務に係る企画立案及び実施全般を統括するとともに、業務従事者を十分に指導・管理し、業務を適切に遂行させること。
③ 業務実施責任者は、ＰＲ実施場所の管理者及び関係者との交渉、連絡調整を行うこと。
④ 業務実施責任者は、山梨県と常時連絡が取れる体制を確保し、密な連携のもと業務を進めるとともに、業務が遅滞なく遂行できるよう必要な人員及び体制の確保を行うこと。
⑤ 業務実施責任者は、本業務を安全かつ円滑に実施できるよう、全体の管理を行うこと。
⑥ 業務実施責任者は、経費の執行状況及び事業内容等について、山梨県から報告を求められた場合には、速やかに対応すること。
⑦ 受託事業者は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。
⑧ 受託事業者は、契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名その他必要事項を山梨県に通知すること。

（２）再委託

① 受託事業者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ山梨県の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
② 前項ただし書の場合においては、やむを得ない場合を除き、企画提案時点で再委託の可能性を明示し、業務実施体制の一部として、受託事業者が担う業務及び再委託先が担う業務の内容を明確にすること。
③ 受託事業者及び再委託先事業者が共同で実施した業務に係る実績については、提案における実績として取り扱うことができる。

（３）業務の実施に関する事項

① 受託事業者は、委託業務の履行に必要な資機材等について、全て自ら用意すること。
② 受託事業者は、委託業務の履行に当たり、契約書及び本仕様書に疑義が生じた場合には、速やかに山梨県と協議すること。
③ 広告出稿等の実施において、不適切なサイト等への掲載が判明した場合には、速やかに当該出稿を停止するとともに、山梨県に報告すること。
④ 広報実施のために制作する有体物及び無体物一式については、山梨県が指定する期日までに、指定する場所に納品すること。

（４）留意事項

① 本業務は、契約期間終了後も含め、山梨県監査委員及び会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、関係資料の提出等について積極的に協力すること。
② 本業務に関する会計関係帳簿その他経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から起算して５年間保存すること。

③ 受託事業者は、本業務に関して知り得た業務上の秘密及び個人情報について、契約期間の内外を問わず、第三者に漏えいしてはならない。また、本業務以外の目的に使用してはならず、善良なる管理者の注意をもって適切に管理すること。
④ 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を遵守すること。
⑤ 山梨県情報セキュリティ基本方針、広聴広報グループソーシャルメディア運用方針など山梨県の規定を遵守すること。

６　事業報告

委託業務終了後、令和９年３月１０日までに完了報告書を提出すること。

７　委託業務の成果物の著作権

（１）制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
（２）本業務に関する所有権や著作権は、原則としてすべて山梨県に帰属する。
（３）ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、山梨県は権利保留物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
（４）受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。